

## 自賠責共済（保険）の取扱いに係る特別措置のご連絡

### 1. 特別措置の適用

この特別措置は、令和3年7月の梅雨前線による大雨の被害にともない道路運送車両法第61条の2の規定に基づいて自動車検査証の有効期間が延長された下記対象地域に使用の本拠を有する自動車等について、当該自動車等の契約者（個人・法人の別を問わない）から、本特別措置の申請があり、かつ当会の承諾があった場合に適用します。

< 延長対象地域 >

【静岡県】

熱海市伊豆山（あたみしいずさん）

### 2. 特別措置の具体的な内容

#### （1）継続契約の締結手続の猶予

##### [検査対象車]

自動車検査証の有効期間の満了日が （令和3年7月3日から令和3年8月1日） までの自動車とその自動車に付保された （令和3年7月3日から令和3年8月2日） までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和3年8月2日を限度としてこれを猶予します。

##### [検査対象外車]

令和3年7月3日から令和3年8月2日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和3年8月2日を限度としてこれを猶予します。

#### （2）継続契約の共済掛金払込みの猶予

令和3年7月3日から2ヵ月後の末日（令和3年9月30日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、2ヵ月後の末日（令和3年9月30日）を限度としてこれを猶予します。

※契約者等（契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

**【検査対象車】**

契約者	使用の本拠	手続猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域内	○ (2021年8月2日)	○ (2021年9月30日)
	伸長対象地域外	×	○ (2021年9月30日)
上記以外	伸長対象地域内	○	○
	伸長対象地域外	×	×

**【検査対象外車】**

契約者	手続猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	○ (2021年8月2日)	○ (2021年9月30日)
上記以外	×	×

以上